

記入例（参考）

相続人代表者指定届 兼 固定資産現所有者申告書

令和 年 月 日

出雲市長 様

相続人（現所有者）代表者（本人署名）

出雲 花子

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表者として下記のとおり定めましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。
 固定資産税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、出雲市税条例第52条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。

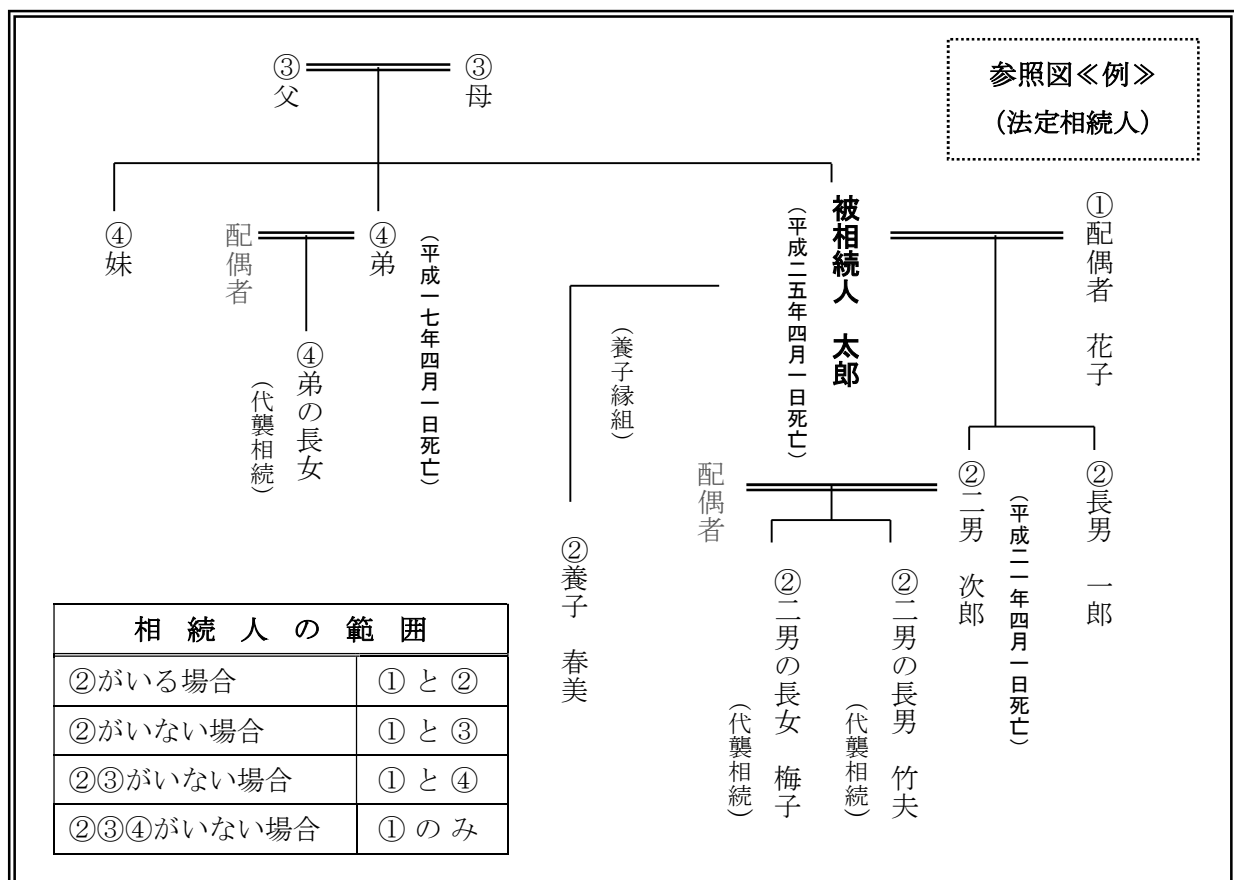
被相続人	氏名	フリガナ イズモ タロウ 出雲 太郎	〔注意〕 相続人代表者となつていただく ご本人様が、ご記入をお願いいたします。	
	住所	出雲市今市町70		
	死亡年月日	令和4年1月4日		
代表者	氏名及び生年月日	被相続人との続柄	住所・連絡先	相続分
	フリガナ イズモ ハナコ 出雲 花子 明・大(昭)・平・令 25年 1月 23日生	妻	〒693-0001 出雲市今市町70番地 (電話 0853 - 21 - 2211)	1/2
	出雲 一郎 明・大(昭)・平・令 25年 1月 23日生	長男	同上	1/6
	大社 春美 明・大(昭)・平・令 48年 1月 23日生	養子	出雲市大社町杵築南1395番地	1/6
	平田 竹夫 明・大・昭(平)・令 10年 1月 23日生	二男の長男	出雲市平田町951番地1	1/12
相続人等（現所有者）	平田 梅子 明・大・昭(平)・令 12年 1月 23日生	二男の長女	同上	1/12
	〔注意〕 被相続人死亡前の二男死亡により、二男の長男と長女が相続人となる場合（子の子、孫とは書かないでください。）			
	明・大・昭・平・令 年 月			

- ◎相続分を決定している場合（相続放棄、遺産分割協議など）を除き、「法定相続人」全員をご記入ください。
- ◎遺産分割協議書がある場合には、その写しを添付してください。
- ※相続分が未定の場合、相続分の欄は空欄のままでも構いません。
- ※相続放棄された場合には、この届書に代わり家庭裁判所の相続放棄申述受理証明書(通知書)の写しをご提出ください。

裏面もご覧ください。

相続人代表者は、「相続人（法定相続人）」の中から指定してください。

- (1) 配偶者①は常に「相続人」となります。
- (2) 子②がいる場合には、子②と配偶者①が「相続人」となります。
- (3) 子②がいない場合には、父母③と配偶者①が「相続人」となります。
- (4) 子②も父母③もない場合には、兄弟姉妹④と配偶者①が「相続人」となります。
- (5) 被相続人の子が相続の開始以前（被相続人が死亡する前）に死亡しているときは、その子の子（被相続人の孫）がこれを代襲して「相続人」となります。（代襲相続）
- (6) 被相続人と養子縁組をしている方は、子②と同順位で「相続人」となります。



※相続人が数人いる場合で、被相続人の有していた財産（相続財産）の配分を決定するまでは、その相続財産は相続人の共有になります（民法第 898 条）。共有の持分については民法第 900 条（法定相続分）の規定によることになります。

※相続の承認あるいは放棄の手続きが終了している場合、及び遺産分割協議書等によりその配分を決定している場合は、各書類の写しを添付してください。写しの添付がない場合は、相続登記があるまでは法定相続人を共有者とみなします。

※相続に関する限定の承認又は放棄の手続きについては、相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時から 3 ヶ月以内に、家庭裁判所に申出が必要です。申出がない場合は、単純承認したものとみなされます（民法第 915 条第 1 項、同第 921 条第 2 項）。

なお、添付された書類は市で適正に管理し、市税に関することにのみ使用いたします。